

豊川市監査公表第23号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年10月10日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	鈴木 篤 男
同	富 田 潤

別紙

## 定期監査（保育園）の結果に関する報告

### 1 監査の対象

#### (1) 対象施設

睦美保育園、八南保育園

#### (2) 所管部署

子ども健康部保育課

### 2 監査の範囲

平成29年4月1日～平成30年8月21日

### 3 監査の実施期間

平成30年6月22日～平成30年8月21日

### 4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等の方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

#### (1) 一般項目

- ア 予算執行状況について
- イ 収入未済の取扱事務について
- ウ 備品等の管理に関する事務について
- エ 公金の取扱事務について
- オ 庶務その他事務について

### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

**【睦美保育園】**

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

**【八南保育園】**

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

**【子ども健康部保育課】**

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。